

鳥取縣公報

告示

◆鳥取縣告示第三百十號

清涼飲料、アイスケーキ及び氷水の販賣價格の統制額が大藏大臣において次のやうに指定された。

昭和二十一年七月二十三日

鳥取縣知事 林 敬 三

物價統制令第四條の規定によつて鳥取縣における清涼飲料、アイスケーキ及び氷水の販賣價格の統制額を次のやうに定める。

昭和二十一年七月二十三日

大藏大臣 石 橋 湛 山

一、ラムネ、(中味價格)

種 別

容量規格

最終販賣價格の統制額

小 玉

玉栓瓶七勺八才以上入

(一本當)

昭和二十一年七月二十三日
外 號

火曜日

本署ノ大キサヘ國宅規格A5列

蔗糖又は果糖を八%乃至一〇%又は日本藥局方

溶性サツカリン〇、〇二%乃至〇、〇四%又

は日本藥局方

ヅルチン〇、〇四%乃至〇、〇八%の甘味を

入れるものとす

又酸味及炭酸ガスを適當に入れるものとす

二、サイダー (味付ソーダ水を含む)

容量規格

最終販賣價格の統制額

玉冠打栓付瓶を使用して合詰とす、蔗糖又は (一本當)

果糖を八%乃至一〇%及日本藥局方

溶性サツカリン〇、〇二%乃至〇、〇四%又

は日本藥局方ヅルチン〇、〇四乃至〇、〇八% 五、〇〇

以上の甘味を入れるものとす

又酸味及炭酸ガスを適當に入れるものとす。

三、果實水 (中味價格)

容量規格

最終販賣價格の統制額

鳥取縣公報 每週 曜日發行 (休日ニ當ル)

昭和二十一年七月廿三日

昭和四年四月十五日 (第三種郵便物認可)

玉冠打栓又はキルク栓付瓶を使用し一合詰とす、蔗糖又は果實を八%乃至一〇%及日本藥局方溶性サツカリン〇、〇二%乃至〇、〇四%又は日本藥局方ツルチン〇、〇四乃至〇、〇八%以上の甘味を入れるものとす。

(一本當) 一、八〇

四、アイスケーキ

容量規格

最終販賣價格の統制額

冷凍器を用ひて凍結せしめ一ケー〇匁のものにして蔗糖を八%乃至一〇%及日本藥局方溶性サツカリン〇、〇二%乃至〇、〇四%又は日本藥局方ツルチン〇、〇四%乃至〇、〇八%以上の甘味を入れたるものとす。

八〇

五、氷 永

容量規格

最終販賣價格の統制額

食用氷を氷削機で削り甘味のみ又は香料及着色等を加えたもので一杯の氷量二〇匁以上のもの

一、五〇

六、喫茶店、食堂、料理店が自己の營業場において飲用に供する場合の價格は前各表料金に各一割を加算し得るものとす。

但し容量の相違ある場合は容量比率により算出し、以下の端數は切捨てるものとす。

但し氷水及びアイスケーキは除く。

七、前一乃至五の各表容量に相違ある場合は容量比率により價格を算出し、以下の端數は切捨てるものとす。

八、前一乃至五の各表規格以外の價格は六割下げとす。

昭和二十一年七月廿三日印刷
昭和二十一年七月廿三日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東區
印刷所 鳥取縣鳥取市東區